（登録の順序）

第三十三条　経済産業大臣は、令第十五条に規定する場合以外の場合においても、受付番号の順序に従って登録するものとする。

（経済産業大臣による本人確認）

第三十四条　経済産業大臣は、令第十九条の規定により申請人の申請の権限の有無を調査したときは、その調査の結果を記録した調書を作成しなければならない。

（補正）

第三十五条　経済産業大臣は、申請の補正をすることができる期間を定めたときは、当該期間内は、当該補正すべき事項に係る不備を理由に当該申請を却下することができない。

２　申請の補正は、経済産業大臣に提出した書面を補正し、又は補正に係る書面を経済産業大臣に提出する方法によってしなければならない。

第三款　登録済証

第三十六条　令第十六条第一項又は第二項の登録済証の交付は、様式第一により行うものとする。

第四款　登録名義人が登録済証を提出しなければならない登録

第三十七条　令第十七条に規定する経済産業省令で定める登録は、次のとおりとする。ただし、確定判決による登録を除く。

一　信託法（平成十八年法律第百八号）第三条第三号に掲げる方法によってされた信託による試掘権の変更の登録

二　仮登録の登録名義人が単独で申請する仮登録の抹消

第五款　登録済証の提出がない場合の手続

（事前通知）

第三十八条　令第十八条第一項の通知は、書面を送付してするものとする。

２　令第十八条第一項の申出は、令第十七条の登録義務者が、前項の書面に通知に係る申請の内容が真実である旨を記載し、これに記名し、経済産業大臣に提出する方法によりしなければならない。

３　前項の書面には、同項の規定により記名した者の本人確認書類を添付しなければならない。

４　令第十八条第一項の経済産業省令で定める期間は、通知を発送した日から二週間とする。ただし、令第十七条の登録義務者が外国に住所を有する場合には、四週間とする。

（前の住所地への通知）

第三十九条　令第十八条第二項の通知は、転送を要しない郵便物として書面を送付する方法又はこれに準ずる方法により送付するものとする。

２　令第十八条第二項の経済産業省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　令第十八条第二項の登録義務者の住所についての変更の登録（更正の登録を含む。以下この項において同じ。）の登録原因が、行政区画若しくはその名称又は字若しくはその名称についての変更又は錯誤若しくは遺漏である場合

二　令第十八条第二項の登録の申請の日が、同項の登録義務者の住所についてされた最後の変更の登録の申請に係る受付の日から三月を経過している場合

三　令第十八条第二項の登録義務者が法人である場合

第六款　許可試掘区域図

（許可試掘区域図の内容）

第四十条　許可試掘区域図は、許可試掘区域を明確にするものでなければならない。

（準用規定）

第四十一条　第四十六条の規定は、許可試掘区域図について準用する。この場合において、同条第一項中「変更の登録」とあるのは「変更」と、同条第二項中「表題部」とあるのは「許可試掘区域図」と読み替えるものとする。

第七款　登録すべきものでないとき

第四十二条　令第二十条第十一号の経済産業省令で定める登録すべきものでないときは、次のとおりとする。

一　申請が試掘権以外のものについての登録を目的とするとき。

二　申請に係る登録をすることによって登録名義人となる者（第十七条第十四号に規定する登録権利者を除く。）が権利能力を有しないとき。

三　申請に係る登録の目的である権利が他の権利の全部又は一部を目的とする場合において、当該他の権利の全部又は一部が登録されていないとき。

四　同一の試掘権に関し同時に二以上の申請がされた場合（令第十四条第二項の規定により同時にされたものとみなされるときを含む。）において、申請に係る登録の目的である権利が相互に矛盾するとき。

五　申請に係る登録の目的である権利が同一の試掘権について既にされた登録の目的である権利と矛盾するとき。

六　前各号に掲げるもののほか、申請に係る登録が民法その他の法令の規定により無効とされることが申請書若しくは添付書面又は登録記録から明らかであるとき。

第三節　表題部の登録事項

（表題部の登録）

第四十三条　経済産業大臣は、表題部の登録をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、表題部の登録事項のうち、当該登録の登録原因及びその日付並びに登録の年月日のほか、新たに登録すべきものを記録しなければならない。

（試掘権番号）

第四十四条　経済産業大臣は、令第二十二条第一項第六号の試掘権を識別するために必要な事項として、一の試掘権ごとに番号、記号その他の符号を記録することができる。

（表題部の変更の登録又は更正の登録）

第四十五条　経済産業大臣は、表題部の登録事項についての変更の登録又は更正の登録をするときは、変更前又は更正前の事項を抹消する記号を記録しなければならない。

（行政区画の変更等）

第四十六条　行政区画又はその名称の変更があった場合には、登録記録に記録した行政区画又はその名称について変更の登録があったものとみなす。字又はその名称に変更があったときも、同様とする。

２　経済産業大臣は、前項の場合には、速やかに、表題部に記録した行政区画若しくは字又はこれらの名称を変更しなければならない。

（試掘権の登録の抹消等）

第四十七条　経済産業大臣は、令第三十八条の規定による試掘権の登録の抹消をするときは、当該試掘権の登録記録の表題部の登録事項を抹消する記号を記録し、当該登録記録を閉鎖しなければならない。

第四節　権利部の登録事項

第一款　通則

（権利部の登録）

第四十八条　経済産業大臣は、権利部に登録をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、権利部の登録事項のうち、登録の目的、申請の受付の年月日及び受付番号並びに登録原因及びその日付のほか、新たに登録すべきものを記録しなければならない。

（順位番号等）

第四十九条　経済産業大臣は、権利部に登録をするときは、登録事項を記録した順序を示す番号を記録しなければならない。

２　経済産業大臣は、同順位である二以上の登録をするときは、順位番号に当該登録を識別するための符号を付さなければならない。

３　令第二十二条第二項第七号の権利の順位を明らかにするために必要な事項として経済産業省令で定めるものは、順位事項とする。